



## 目 次

### 告示

- [埼玉県議会定例会の招集\(財政課\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(県央地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [大宮警察署等統合庁舎新築工事に関する入札公告\(入札課\)](#)
- [誘導結合プラズマ質量分析装置に関する入札公告\(入札課\)](#)
- [救急病院等の申出の撤回\(医療整備課\)](#)
- [救急病院等の申出\(医療整備課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [宅地建物取引業法に基づく聴聞\(建築安全課\)](#)
- [県立学校総務事務システムに係る審査確認及びヘルプデスク等業務委託に関する落札者等の公示\(県立学校人事課\)](#)
- [県道川越所沢線の供用の開始\(川越県土整備事務所\)](#)
- [一般国道407号の区域の変更\(飯能県土整備事務所\)](#)
- [一般国道254号の区域変更\(東松山県土整備事務所\)](#)
- [ガスクロマトグラフ質量分析計の購入に関する入札公告\(水質管理センター\)](#)
- [荒川右岸流域下水道終末処理場下水汚泥固形燃料化施設維持管理業務委託に関する入札公告\(下水道管理課\)](#)
- [平成26年6月29日執行の埼玉県議会議員補欠選挙\(西第15区\)における選挙運動に関する収支報告書要旨の公表\(選挙管理委員会\)](#)

# 告 示

埼玉県告示第千二百三十五号

埼玉県議会平成二十六年九月定例会を九月十九日に招集する。

平成二十六年九月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

埼玉県告示第千二百二十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十六年九月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十六年九月三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ぽけつとステーション

三 代表者の氏名

山口 はるみ

四 主たる事務所の所在地

埼玉県和光市丸山台一丁目八番四号中村コーポ一〇六

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や障害者またはその家族に対し、介護保険、障害者支援に関する事業と、市民に対し、栄養や食事に関する指導、助言、啓蒙普及事業を行い、福祉と健康の増進に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第千二百二十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年九月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十六年九月三日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人さいたま東部障害者支援センター小さな巨人
- 三 代表者の氏名  
小松 勇
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県八潮市大字鶴ヶ曽根三百三十二番地一
- 五 定款に記載された目的  
（変更前）この法人は、知的障害者に対する職業訓練事業や、知的障害者の職業教育訓練を行うための指導者養成事業を行うことにより、知的障害者の職業能力の開発、雇用機会の拡充を図ることを目的とする。  
（変更後）この法人は、障害者に対する職業訓練事業や、障害者の職業教育訓練を行うための指導者養成事業を行うことにより、障害者の職業能力の開発、雇用機会の拡充並びに高齢者の就業支援を図ることを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第千二百二十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年九月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十六年九月五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人助け合い村

三 代表者の氏名

篠塚 多助

四 主たる事務所の所在地

埼玉県上尾市大字小敷谷七十七番地一西上尾第二団地三 八 一〇五

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者・障害者・その他生活するために支援が必要な人たちに対して、安心して快適な生活が送れるよう身上監護・権利擁護・財産管理等に関する事業を行い、活気あるまちづくりの推進を図ることを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第千二百二十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年九月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十六年九月四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ゆうき福祉会

三 代表者の氏名

豊田 淳一

四 主たる事務所の所在地

埼玉県所沢市大字南永井八百六十七番地の一所沢総合食品地方卸売市場内

五 定款に記載された目的

この法人は、心身障害者に対し、その社会参加と自立を支援するため、障害福祉サービス事業の運営等の事業を行い、もって心身障害者の福祉の増進並びに地域社会の福祉事業の向上に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第千二百四十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年九月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十六年九月五日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人命と子育て応援隊FAD
- 三 代表者の氏名  
横峰 貴子
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県入間市大字下藤沢千八十三番地十四
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、市民に対し、救命及び防災に関する啓蒙活動を行い、安心・安全なまちづくりに寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第千二百四十一号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり  
一般競争入札に付する。

平成二十六年九月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司



## 1 工事概要等

### (1) 工事名

大宮警察署等統合庁舎新築工事

### (2) 工事場所

埼玉県さいたま市大宮区北袋町 1 丁目191番10及び197番 7

### (3) 工事期間

契約確定の日から平成29年 1 月31日（火）まで

### (4) 設計金額

入札執行後に公表する。

### (5) 工事概要

#### ア 目的

老朽、狭あい化が著しく、耐震性が十分でない大宮警察署庁舎及び科学捜査研究所庁舎並びに警察本部内の鑑識課を移転統合した警察施設の整備を行う。

#### イ 規模及び構造

敷地面積 11,000.77m<sup>2</sup>

#### (ア) 庁舎棟

鉄骨鉄筋コンクリート造、7階建て、延べ面積 12,140.24m<sup>2</sup>

#### (イ) 車庫・倉庫棟 1

鉄骨造、2階建て、延べ面積 2,608.82m<sup>2</sup>

#### (ロ) 車庫・倉庫棟 2

鉄骨造、平屋建て、延べ面積 720.00m<sup>2</sup>

#### ウ 工事内容

建築工事 一式

## 2 落札者の決定方法

本件入札は、埼玉県建設工事請負等の特定調達契約に係る一般競争入札執行要領（平成 8 年 5 月 1 日施行）に基づき、総合評価方式により落札者を決定する。総合評価方式の実施については、埼玉県総合評価方式活用ガイドライン（平成26年 4 月 1 日施行）、埼玉県建設工事低入札価格調査制度実施要領（平成23年12月22日付け入企第143号。以下「低入札要領」という。）及び総合評価方式に係る入札説明書による。

### (1) 方式

技術提案型 A タイプ

### (2) 評価値の算出方法

## 除算方式

### 3 入札手続の方法等

本件入札は、埼玉県公共工事等電子入札運用基準（平成26年5月1日施行）に基づき、入札説明書の交付、資料の提出、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。国土交通省の行う電子入札コアシステムによる電子入札に参加した実績を有する者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

なお、入札に関する情報は、次のとおり埼玉県ホームページに掲載する。

#### (1) アドレス

<https://ebidjk2.ebid2.pref.saitama.lg.jp/koukai/do/KF000ShowAction>

#### (2) 掲載期間

平成26年9月12日（金）から同年10月15日（水）まで

### 4 設計図書等

設計図面、仕様書及び参考数量等（以下「設計図書等」という。）は、電子入札システムに掲載せず、電子データをCD-R又はDVD-Rに記録して貸与する。貸与方法については、次のとおりとする。

(1) 貸与を希望する者は、上記3(1)に掲載する「設計図書等貸与申請書」に必要事項を記入し、次の場所にファクシミリにより提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。

なお、持参による「設計図書等貸与申請書」の提出は認めない。

#### ア 提出先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部総務部財務局施設課企画第二係 電話 048-832-0110（内線 2277）  
ファクシミリ 048-831-8626

#### イ 受付期間

平成26年9月12日（金）午前9時から同年9月25日（木）午後5時まで

#### (2) 貸与の方法

設計図書等貸与申請書に記載された申請者の住所に着払いの郵便又は宅配便により設計図書等を送付する。

#### (3) 返却

平成26年10月20日（月）までに郵便又は宅配便により上記4(1)アの提出先に返却すること。

### 5 競争参加資格確認申請書の提出

入札参加を希望する者は、下記(2)の期間内に電子入札システムの競争参加資格

確認申請書（以下「確認申請書」という。）に確認資料を添付して、電子入札システム（電子入札システムにより提出できない者にとっては、郵送）により提出すること。また、下記(3)の期間内にその他必要な資料を郵送により提出し、入札参加資格の有無の確認を受けなければならない。

なお、提出受付期間を過ぎて電子入札システムにより提出された場合又は提出受付期間までに資料が到着しなかった場合の確認申請書は、無効とする。

確認申請書、確認資料及びその他必要な資料の提出先、提出受付期間及び提出部数は、次のとおりとする。

(1) 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通）

(2) 確認申請書及び確認資料の提出受付期間

平成26年9月16日（火）午前9時から同年9月25日（木）午後5時まで

(3) その他必要な資料の提出受付期間

平成26年9月16日（火）午前9時から同年9月26日（金）午後5時まで

(4) 提出部数

2部（正本1部及び副本1部。副本は、正本を複写したもので可とする。）

6 入札参加資格の有無の確認

(1) 入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、資格がある旨は電子入札システム（電子入札システムにより通知できない者にとっては、郵送等）により、資格がない旨は電子メール及び電話により、平成26年10月1日（水）にそれぞれその旨を通知する。

(2) 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、平成26年10月3日（金）午後3時までに上記5(1)の提出先に郵送により書面を提出し、入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。再確認の結果は、電子入札システム（電子入札システムにより通知できない者にとっては、郵送等）により通知する。

7 設計図書等に関する質問

設計図書等に関して質問がある場合は、下記(2)の期間内に、質問書を電子入札システム又は郵送により提出すること。

なお、質問書の題名及び説明要求内容には、特定の企業名や個人名を記入しないこと。

(1) 郵送による提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当

(2) 質問受付期間

平成26年9月16日(火)午前9時から同年9月19日(金)午後3時まで(郵送の場合は、同年9月18日(木)必着のこと。提出期限後に到着した場合には回答しない。)

8 質問に対する回答

質問に対する回答は、平成26年9月24日(水)までに電子入札システムに掲載する。電子入札システムに掲載された内容を閲覧できない者には、郵送等で回答するので、次の連絡先に電話し、その旨を伝えること。

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743(直通)

入札参加者は質問書の提出の有無にかかわらず、電子入札システムに掲載する質問に対する回答の全ての内容を確認した上で入札に参加すること。

なお、質問に対する回答の全ての内容は、すべての入札参加者に適用する。

9 入札書の提出期間等

入札書の提出期間等は、次のとおりとする。なお、変更する場合は、入札参加資格があると認められる者に別途通知する。

(1) 入札書の提出期間

平成26年10月10日(金)午前9時から同年10月15日(水)午後5時まで

(2) 郵便による入札

電子入札システムにより入札を行うことができない場合は、郵送による入札書を受け付ける。提出先等は、次のとおりとする。

ア 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当

イ 提出方法

一般書留郵便又は簡易書留郵便によること。

ウ 提出期間

上記(1)のとおりとする。

(3) 開札日時

平成26年10月16日(木)午前10時

10 入札に参加できる者の形態

(1) 単体企業(以下「単体」という。)又は2者若しくは3者による特定建設工

事共同企業体（以下「特定企業体」という。）とする。

- (2) 単体の場合にあつては、他の特定企業体の構成員となっていないこと。
- (3) 特定企業体における運営形態及び代表者の選定については、埼玉県共同企業体取扱要綱（平成25年9月1日施行）（第10条第1項第1号及び第6号を除く。）によること。ただし、以下の形態をとることはできない。
  - ア 本件入札において、複数の特定企業体の構成員となること。
  - イ 経常建設共同企業体が、特定企業体の構成員となること。

#### 11 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

##### (1) 建設業の許可

単体又は特定企業体における各構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による建築工事業に係る建設業の許可を受けている者であること。

なお、下請代金の総額が4,500万円以上となる場合には、同法第15条の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。

##### (2) 工事成績

単体又は特定企業体における各構成員は、平成24年度及び平成25年度に完成した埼玉県発注工事のうち、建築工事業の工事成績点数の平均が、いずれの年度においても65点以上の者であること。ただし、受注実績がない等の理由により工事成績点数のない者については、この限りでない。

##### (3) 経営事項審査における総合評定値

建築工事業について、開札日から1年7月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていること。

単体又は特定企業体の代表構成員は、その総合評定値が1,000点以上であること。また、特定企業体の代表構成員以外の構成員（以下「その他構成員」という。）は、その総合評定値が800点以上であること。ただし、経営事項審査の審査基準日は、開札日の直近のもの（下記(6)ウただし書に該当する者にあつては、手続開始決定日以降のもの）であること。

なお、官公需適格組合については、その総合評定値を、平成25・26年度埼玉県建設工事請負競争入札参加資格者格付要領（平成25年4月1日施行）第4のただし書に規定する特例により算出した客観的事項の審査数値と読み替えることができるものとし、その算出に当たっては、審査基準日が開札日の直近のものである経営事項審査における数値を用いるものとする。

##### (4) 施工実績

単体又は特定企業体の代表構成員は、契約の締結日にかかわらず平成16年4

月1日から本件入札の公告日までの間に、1棟の建築物で延べ面積6,000㎡以上かつ階数4階建て以上の建築物の新築、改築又は増築工事（増築工事にあつては、増築部分の延べ面積が6,000㎡以上のものに限る。）に係る建築一式工事を完成させた実績を有すること。

なお、特定企業体による施工実績は、代表構成員であるときのものに限る。また、その他構成員の施工実績は問わない。

(5) 配置予定の技術者

ア 単体又は特定企業体の代表構成員の配置予定の技術者は、本件入札の公告日までに、1棟の建築物で延べ面積3,000㎡以上かつ階数3階建て以上の建築物の新築、改築又は増築工事（増築工事にあつては、増築部分の延べ面積が3,000㎡以上のものに限る。）において、全工期（準備期間及び後片付け期間を除く。）にわたり現場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事した経験を有する者であること。

なお、その他構成員の配置予定の技術者は、経験を問わない。

イ 入札に参加しようとする者は、建設業法に規定された資格及び上記(5)アに示す経験を有する者を本工事の主任技術者又は監理技術者として配置すること。ただし、下請代金の総額が、4,500万円以上となる場合は、監理技術者を配置しなければならない。また、請負代金の額が、5,000万円以上となる場合に配置する技術者は、専任でなければならない。

ウ 低入札価格調査を経て契約する場合に配置する技術者は、低入札要領第17条第2号の規定により、請負代金の額にかかわらず専任でなければならない。

エ 低入札価格調査を経て契約する場合は、低入札要領第17条第3号の規定に基づき、主任技術者又は監理技術者とは別に同等の資格を有する技術者（以下「追加技術者」という。）1名を専任で配置すること。特定企業体の場合は、代表構成員のみ追加技術者を配置するものとする。

オ 追加技術者は、現場代理人との兼務は認めない。

カ 専任の配置予定の技術者（追加技術者を含む。以下同じ。）は、当該者が在籍する入札参加者と、上記5(2)に規定する確認申請書の提出受付期間の終期日の3月以前から恒常的な雇用関係にあること。また、専任の配置予定の技術者は、営業所（建設業法第3条第1項に規定する営業所をいう。）の専任技術者と兼務することはできない。

キ 配置予定の技術者が特定できないときは、複数の候補者を確認資料に記載すること。

ク 本工事の配置予定の技術者が、他の工事に現場代理人、主任技術者又は監

理技術者として従事中又は従事予定で、本工事の予定工期と重複する場合は、当該者を確認資料に記載することはできない。ただし、重複する期間が、他の工事の完成検査終了後の後片付け期間と本工事の準備期間である場合又は本工事の機器等の工場製作を含む工事において工場製作のみが行われている期間若しくは他の工事が全面的に一時中止している期間で、確実に本工事に配置することができる場合を除く。

ケ 落札者決定後、CORINS等により配置予定の技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。

(6) その他の参加資格

単体又は特定企業体における各構成員は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第91条の規定に該当しない者であること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法第41条の規定による更正手続開始決定又は民事再生法第33条の規定による再生手続開始決定を受けている者を除く。

エ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

オ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

カ 経常建設共同企業体でないこと。

12 低入札要領の規定に基づく調査基準価格

設定する（調査基準価格未満の入札があった場合には、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。）。また、調査後に契約を締結した場合は、下請負業者等との関係において適正な契約とその履行が行われているか追跡調査を行うものとする。

13 低入札要領の規定に基づく失格基準価格

設定する（失格基準価格を下回る入札を行った者は、落札者としない。）。

14 低入札要領の規定に基づく工事成績判断基準

設定しない。

## 15 入札保証金

本工事は入札ボンド制度を導入する工事であり、入札保証金の取扱いは次のとおりとし、財務規則第93条第2項第3号及び第4号に掲げる履行実績による入札保証金の免除は行わない。

(1) 入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の108に相当する金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の5以上（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。）の入札保証金を納付しなければならない。

### (2) 納付方法

納付書兼領収書送付依頼書（以下「依頼書」という。）に必要事項を記入し、次のとおりファクシミリにより提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。また、依頼書に記載された依頼者の住所に着払いの宅配便により送付する納付書兼領収書により納付すること。

なお、依頼書を持参した場合は、受理しない。

#### ア 提出先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部総務部財務局施設課企画第二係 電話 048-832-0110（内線 2277） ファクシミリ 048-831-8626

#### イ 依頼書提出期間

平成26年9月12日（金）午前9時から同年10月10日（金）午後5時まで

#### ウ 納付期限

平成26年10月15日（水）

### (3) 納付の確認

金融機関の出納済印を受けた納付書兼領収書の写しを次のとおりファクシミリにより提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。

#### ア 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通） ファクシミリ 048-830-4915

#### イ 提出期限

平成26年10月15日（水）午後5時まで

(4) 次のとおり有価証券等を担保として持参（下記(4)ア(ウ)にあっては、郵送）により提出することにより、入札保証金の納付に代えることができる。



なお、その価値は、債権金額（下記(4)ア(イ)にあつては、保証金額）と同額とする。

ア 対象となる有価証券等

(7) 利付国債

(イ) 埼玉県債

(ウ) 銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条の金融機関をいう。以下同じ。）の保証

イ 提出先

利付国債及び埼玉県債については上記(2)アの提出先に、銀行等の保証については上記(3)アの提出先にそれぞれ指定した方法により提出すること。

ウ 提出期限

平成26年10月15日（水）午後5時まで

(5) 次のいずれかに該当する者は、入札保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に埼玉県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証券を郵送により上記(3)アの提出先に同イの期限までに提出した者

イ 銀行等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）との間に契約保証の予約を締結し、当該契約保証予約証書を郵送により上記(3)アの提出先に同イに示す期限までに提出した者

(6) 入札保証又は入札保証保険の期間は、入札書提出日から平成26年10月30日（木）までの期間を含むこと。

(7) 落札者以外の入札保証金は、入札の終了後還付するので、納付書兼領収書等により入札保証金を納付した者は、あらかじめ振込先及び口座番号等を記載した請求書を用意すること。ただし、落札者がその責めに帰すべき理由により契約を締結しないときは、入札保証金は、還付しない。

なお、落札者に係る当該入札保証金は、当該落札者が納付すべき契約保証金に充当する。

16 契約保証金

(1) 落札者は、契約金額の100分の10以上（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）の契約保証金（入札保証金を納付したときは、その差額）を納付しなければならない。ただし、低入札価格調査を経て契約する場合の契約保証金の額は、低入札要領第17条第5号の規定により、契約金額の100分の30以上とする。

(2) 次に掲げる有価証券等を担保として提供することにより、契約保証金の納付

に代えることができる。

なお、その価値は、債権金額（下記(2)ウにあっては、保証金額）と同額とする。

ア 利付国債

イ 埼玉県債

ウ 銀行等又は保証事業会社の保証

(3) 次のいずれかに該当する者は、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に埼玉県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者

イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他知事が指定する金融機関と埼玉県を債権者とする工事履行保証契約を締結した者

(4) 契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、契約者がある責めに帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときは、契約保証金は、還付しない。

## 17 支払条件

(1) 前金払

する（その額は契約金額の40%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。）。ただし、継続費に基づく契約にあっては、その年割額の40%以内とする。

(2) 中間前金払

する（中間前金払を選択した場合に限る。その額は契約金額の20%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。）。ただし、継続費に基づく契約にあっては、その年割額の20%以内とする。

(3) 部分払

する（部分払を選択した場合に限る。）。

## 18 現場説明会

開催しない。

## 19 契約の締結に係る留意事項

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年埼玉県条例第15号）に基づき、県議会の議決に付さなければならない契約については、建設工事請負仮契約書を取り交わし、県議会の議決後に本契約を締結する。

なお、落札決定から本契約までの間に埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱第2条の規定による入札参加停止措置を受けた者は、本契約を締結できない（契約辞退を申し出るものとする。）。

## 20 入札に関する注意事項

(1) 入札の執行

ア 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、開札日時の時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

イ 入札に参加する者が1者であっても、入札を執行する。

ウ 入札執行時において入札に参加する者の立ち会いは求めない。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

(3) 提出書類

ア 入札金額見積内訳書を電子入札システムによる入札書提出の際に添付すること。

なお、電子入札システムにより提出できない者にとっては、入札書と共に提出すること。

イ 落札者は、落札決定後、課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出すること。

(4) 入札回数

ア 再度入札は、3回までとする。この場合は、電子入札システム上（電子入札システムにより案内できない者にとっては、郵送等）で案内する。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(5) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受けた後であっても、入札を辞退することができる。

(6) 関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(7) くじ

ア 評価値又は総合評価点が最も高い者が2者以上いるときは、くじにより落札者を決定する。

イ くじは、電子入札システムの電子くじを使用する。

ウ 電子入札システムにより入札書を提出できない者は、電子くじに使用するくじ入力番号として、任意の3桁の数字を入札書に記載すること。

(8) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア この公告に示した入札に参加する資格のない者がした入札
- イ 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札
- ウ 電子証明書を不正に使用した者がした入札
- エ 電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
- オ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
- カ 談合その他不正行為があったと認められる入札
- キ 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- ク 入札後に辞退を申し出て、その申出を受理された者がした入札
- ケ やむを得ず紙入札又は郵便入札とした場合で、次に掲げる入札をした者がした入札

(7) 入札者の押印のないもの

- (イ) 記載事項を訂正した場合において、その箇所に押印のないもの
  - (ロ) 押印された印影が明らかでないもの
  - (ハ) 記載すべき事項の記入のないもの又は記入した事項が明らかでないもの
  - (ニ) 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
  - (ホ) 他人の代理を兼ねた者がしたもの
  - (ヘ) 2以上の入札書を提出した者がしたもの又は2以上の者の代理をした者がしたもの
  - (ニ) 入札書が指定の日時まで指定の場所に到着しなかったもの
- コ その他この公告又は入札説明書に示す事項に反した者がした入札

(9) その他の注意事項

- ア 一度提出した入札書の書換え、引替え又は撤回は、することはできない。
- イ 入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を執行しないことがある。

21 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 手続における交渉の有無  
無
- (3) 契約書作成の要否  
要

(4) 契約後の技術提案

工事請負契約締結後、請負人は、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。

(5) 埼玉県建設工事請負等の特定調達契約に係る一般競争入札参加者心得（平成8年5月1日施行）を熟知の上、埼玉県公共工事等電子入札運用基準に基づき入札に参加すること。

(6) 提出された確認申請書、確認資料及びその他必要な資料は、返却しない。

(7) 落札者は、確認資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。

22 この公告に関する問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通） ファクシミリ048-830-4915

23 Summary

(1) Nature of Services Required

Construction of a New Omiya District Police Station and Government Complex

(2) Submission Period for Confirmation Application and Documents

From 9 a.m. September 16 (Tuesday) until 5 p.m. September 25 (Thursday)

(3) Submission Period for Other Necessary Documents

From 9 a.m. September 16 (Tuesday) until 5 p.m. September 26 (Friday)

(4) Submission Period for Bids by Electronic Bidding System and Mail

From 9 a.m. October 10 (Friday) until 5 p.m. October 15 (Wednesday)

(5) Date and Time of Bidding

October 16 (Thursday) at 10:00 a.m.

(6) Contact Information

Large-scale Construction Group

Bidding Services Division

Department of General Affairs

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku

Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

TEL: 048-830-2743 FAX: 048-830-4915

# 告 示

埼玉県告示第千二百四十二号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり  
一般競争入札に付する。

平成二十六年九月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

誘導結合プラズマ質量分析装置 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 納入期限

平成27年2月27日(金)

### (4) 納入場所

埼玉県農林総合研究センター 本館2階

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成24年埼玉県告示第1086号)に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による。)

## 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課総務・物品調達担当 深山・宮下 電話048-830-5780(直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年11月11日(火)午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年11月10日(月)午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年11月11日(火)午前10時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部入札課 平成26年11月11日(火)午前10時10分

#### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金



契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成26年10月17日（金）午後3時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成26年9月22日（月）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

## 5 Summary

(1) Name and Quantity of the Products to Be Purchased:

Set of Inductively Coupled Plasma Mass Spectrometry

(2) Place and Date/Time Tendering and Bid Opening Will Be Held:

Place: Bidding Services Division,  
Department of General Affairs  
Saitama Prefectural Government  
Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,  
Saitama-ken 330-9301  
Japan

Date/Time: Tuesday, November 11, 2014, 10:00 a.m.

(3) Mailing Address and Deadline for Submissions (Registered Mail Only):

Address: General Affairs・Supplies Procurement Group,  
Bidding Services Division  
Department of General Affairs  
Saitama Prefectural Government  
Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,  
Saitama-ken 330-9301  
Japan

By Registered Mail: Must be received by 5:00 p.m., Monday November 10,  
2014

In Person: Must be received by 10:00 a.m., Tuesday November 11, 2014

# 告示

埼玉県告示第千二百四十二号

次の表の上欄に掲げる病院は、救急業務に関し協力する旨の申出が撤回されたため、同表の下欄に掲げる撤回日をもって救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院でなくなった。

平成二十六年九月十二日

埼玉県知事 上田清司

病院		撤回日
名称	所在地	
独立行政法人地域医療機能推進機構さいたま北部医療センター	埼玉県さいたま市北区盆栽町四百五十三番地	平成二十六年九月八日
独立行政法人地域医療機能推進機構埼玉メディカルセンター	埼玉県さいたま市浦和区北浦和四丁目九番三号	同右

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百四十四号

次の表の上欄に掲げる病院及び診療所を救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院又は救急診療所として平成二十六年九月九日に認定し、その有効期限を同表の下欄のとおりとした。

平成二十六年九月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

病院及び診療所		有効期限
名称	所在地	
医療法人社団東光会戸田中央産院	埼玉県戸田市上戸田二丁目二十六番三号	平成二十九年九月八日
医療法人山柳会塩味病院	埼玉県朝霞市溝沼二丁目四番一号	同右
坪田和光病院	埼玉県和光市白子二丁目十二番十五号	同右
医療法人誠壽会上福岡総合病院	埼玉県ふじみ野市福岡九百三十一番地	同右
富家病院	埼玉県ふじみ野市亀久保二千百九十七番地	同右
医療法人社団嬉泉会春日部嬉泉病院	埼玉県春日部市中央一丁目五十三番地十六号	同右
医療法人社団大和会慶和病院	埼玉県越谷市千間台西二丁目十二番地の八	同右
医療法人社団仁心会越谷ハートフルクリニック	埼玉県越谷市川柳町三丁目五十五番地一号	同右
指扇病院	埼玉県さいたま市西区大字宝来千二百九十五番地一	同右
独立行政法人地域医療機能推進機構さいたま北部医療センター	埼玉県さいたま市北区盆栽町四百五十三番地	同右

独立行政法人地域医療機能推進機構埼玉メディアセンター	埼玉県さいたま市浦和区北浦和四丁目九番三号	平成二十九年九月八日
医療法人社団豊栄会ほしあい眼科	埼玉県さいたま市緑区大字大門字内町四千二百九十五番地	同右
武蔵嵐山病院	埼玉県比企郡嵐山町大字太郎丸百三十五番地	同右
東松山市立市民病院	埼玉県東松山市大字松山二千三百九十二番地	同右
シヤローム病院	埼玉県東松山市大字松山千四百九十六番地	同右
南古谷病院	埼玉県川越市大字久下戸百十番地	同右
医療法人社団誠弘会池袋病院	埼玉県川越市大字笠幡三千七百二十四番地六	同右
医療法人豊岡整形外科病院	埼玉県入間市豊岡一丁目八番三号	同右
社会医療法人壮幸会行田総合病院	埼玉県行田市持田三百七十六番地	同右
騎西クリニック病院	埼玉県加須市日出安千三百十三番地一	同右
医療法人社団日新会新井整形外科	埼玉県羽生市大字藤井上組千九番地	同右
埼玉県厚生農業協同組合連合会久喜総合病院	埼玉県久喜市上早見四百十八番一	同右
蓮江病院	埼玉県久喜市本町一丁目七番十二号	同右
医療法人土屋小児病院	埼玉県久喜市久喜中央三丁目一番十号	同右
医療法人社団優慈会佐々木病院	埼玉県深谷市西島町二丁目十六番地一号	同右
医療法人桂水会岡病院	埼玉県本庄市北堀八百十番地	同右

医療法人柏成会青木病院

埼玉県本庄市下野堂一丁目十三番二十七号

平成二十九年九月八日

# 告 示

埼玉県告示第千二百四十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年九月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー戸田駅前店

埼玉県戸田市大字新曽字柳原六百五十一番一

## ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野 清巳

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野 澄人

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野 清巳

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野 澄人

## ハ 変更年月日

平成二十五年四月一日

## 二 届出年月日

平成二十六年八月二十日

## 二 縦覧期間

平成二十六年九月十二日から平成二十七年一月十二日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十六年九月十二日から平成二十七年一月十二日まで

## ロ 意見書提出先





# 告 示

埼玉県告示第千二百四十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年九月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー戸田駅前店

埼玉県戸田市大字新曽字柳原六百五十一番一

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前九時から午後十時

（変更後）午前九時から翌午前一時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前八時三十分から午後十時三十分

（変更後）午前八時三十分から翌午前一時三十分

## 八 変更年月日

平成二十六年八月二十八日

## 二 届出年月日

平成二十六年八月八日

## 二 縦覧期間

平成二十六年九月十二日から平成二十七年一月十二日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

### イ 意見書提出期間

平成二十六年九月十二日から平成二十七年一月十二日まで

### ロ 意見書提出先



# 告示

埼玉県告示第千二百四十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年九月十二日

埼玉県知事 上田清司

## 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ケースデンキ越谷弥十郎店

埼玉県越谷市大字弥十郎四百九番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 循環型社会形成推進基本法を踏まえ、廃棄物の発生抑制に努めるとともに、リサイクル関連法令に従い、リサイクルを積極的に推進すること。また、廃棄物については分別を徹底し、法令を遵守して適正に処理・処分すること。
- (2) 当該開発地は、市内中学校の通学路として指定されているため、開店後はもとより、工事期間中の安全確保に細心の注意を払うこと。

## 二 縦覧期間

平成二十六年九月十二日から平成二十六年十月十二日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

# 告 示

埼玉県告示第千二百四十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年九月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズホーム蓮田店

埼玉県蓮田市大字関戸四千百九 一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 周辺住民の生活環境や病院への影響（看板等の照明、館内放送や荷下ろし等の音など）について配慮をお願いいたします。

(2) 利用者に対して、また、周辺道路が通学路（通学時間帯）に該当しているため、交通安全に配慮をお願いいたします。

(3) 開店時間拡大に伴い、危険物一般取扱所の危険物取扱者の常駐について配慮をお願いいたします。

## 二 縦覧期間

平成二十六年九月十二日から平成二十六年十月十二日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

# 告 示

埼玉県告示第千二百四十九号

測量計画機関である埼玉県から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年九月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 測量計画機関

埼玉県

## 二 作業種類

公共測量（一級水準測量）

## 三 作業地域

埼玉県内五十六市町（川越市、熊谷市、川口市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、美里町、神川町、上里町、寄居町、宮代町、杉戸町、松伏町）

## 四 作業期間

平成二十六年八月二十七日から平成二十七年三月二十四日まで

# 告 示

埼玉県告示第千二百五十号

測量計画機関である三芳町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年九月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

三芳町

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

三芳町全域

四 作業期間

平成二十六年七月二十三日から平成二十七年三月六日まで

# 告示

埼玉県告示第千二百五十一号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条の規定による処分について、同法第六十九条第一項の規定により、聴聞を次のとおり公開で行う。

平成二十六年九月十二日

埼玉県知事 上田清司

## 一 聴聞の日時及び被聴聞者

聴聞の日時	被聴聞者の商号又は名称	被聴聞者の氏名（法人にあっては代表者の氏名）	被聴聞者の主たる事務所の所在地
平成二十六年九月二十四日 午前十時	中央住販株式会社	代表取締役 小島 勇一	埼玉県飯能市緑町 六番地五 一〇二

## 二 聴聞の場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十三番三号

埼玉県衛生会館 五三一会議室

## 告 示

埼玉県告示第千二百五十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年九月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司



- 1 購入等件名及び数量  
県立学校総務事務システムに係る審査確認及びヘルプデスク等業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課県立学校総務事務担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成26年7月11日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社K S K 東京都稲城市百村1625番地2
- 5 落札金額  
79,822,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成26年5月20日

# 告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十六年九月十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月十二日

埼玉県川越県土整備事務所長 飯塚 孝

<p>川越所沢線</p>	<p>路線名</p>
<p>川越市新宿町三丁目一番三五地先から同市新宿町三丁目一番六地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十六年九月十二日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>延長一一・四八メートル</p>	<p>備考 交差点改良工事による。 平成二十五年八月二日川越県土整備事務所長告示第二十二号で告示した道路区域の一部供用開始である。</p>

# 告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十六年九月十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月十二日

埼玉県飯能県土整備事務所長 内藤 敏 夫

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四百七号
- 三 道路の区域

新 B	旧 B	新 A	旧 A	旧 新 別
<p>鶴ヶ島市大字高倉字三角原一二 四五番二地先から日高市大字森 戸新田字藤久保八七番四地先ま で</p>	<p>日高市大字森戸新田字藤久保四 九番三地先から同市大字森戸新 田字藤久保八七番四地先まで</p>	<p>鶴ヶ島市大字高倉字三角原一二 四五番二地先から日高市大字高 萩字六ツ塚二六一一番二地先ま で</p>	<p>日高市大字下高萩新田字水久保 四六番地先から同市大字高萩字 六ツ塚二六一一番二地先まで</p>	<p>区 間</p>
<p>二五・〇〇〇〇七・六一・六六</p>	<p>六・九〇〇四一・〇〇</p>	<p>二四・二〇〇〇三五・四七</p>	<p>二八・三〇〇〇三三・〇〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>二七九一・〇〇</p>	<p>二〇二八・〇〇</p>	<p>二四〇三・〇〇</p>	<p>一〇五六・〇〇</p>	<p>延 長 (メートル)</p>
<p>平成二十三年八月三十日付け（飯能県 土整備事務所長告示第二十三号）で告 示した道路予定区域の一部変更であ る。</p>				<p>備 考</p>

# 告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十六年九月十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月十二日

埼玉県東松山県土整備事務所長 戸井原 章

一 道路の種類 一般国道

二 道路線名 二百五十四号

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
番一 地先 地先 まで	東松山市大字新郷四八一番一 地先から同市大字新郷五七六	区 間
二三・九〇〽二八・九〇	二三・九〇〽二三・九〇	敷地の幅員 (メートル)
二〇・〇〇		延長 (メートル)
交付金工事	社会資本整備総合	備 考

# 告 示

埼玉県公営企業告示第四十九号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり  
一般競争入札に付する。

平成二十六年九月十二日

埼玉県公営企業管理者 松 岡 進



## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

ガスクロマトグラフ質量分析計の購入 3台

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 納入期限

平成27年1月23日(金)

### (4) 納入場所

埼玉県水質管理センター(埼玉県行田市小針1632)

2階

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成24年埼玉県告示第1086号)に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による。)

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒361-0024 埼玉県行田市小針1632

埼玉県水質管理センター 検査第一担当 高野 電話048-558-1051

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年10月24日(金)午後1時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年10月23日(木)午後5時まで

なお、書留郵便又は簡易書留郵便によること。(持参不可)

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県水質管理センター検査第一担当 平成26年10月24日(金)午後2時

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県公営企業財務規程(昭和39年埼玉県公営企業管理規程第5号。以下「財務規程」という。)第123条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第110条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成26年10月9日（木）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に書留郵便又は簡易書留郵便により郵送する。（持参不可）

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第127条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年埼玉県公営企業管理規程第13号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第124条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成26年9月22日（月）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

## 5 Summary

### (1) Nature of Services Required:

Purchase of three sets of Gas Chromatograph Mass Spectrometers

### (2) Delivery place:

Water Quality Management Center

### (3) Deadline for submission of application forms and relevant documents for bidding qualification:

By the electronic bidding system: 5:00 p.m. , October 9 , 2014

(Bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m. , October 9 , 2014)

### (4) Deadline for bids:

By the electronic bidding system: 1:00 p.m. , October 24, 2014

(Bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m. , October 23, 2014)

### (5) Other Information

Details are specified in the “Bidding Instructions” (Japanese).

### (6) Contact information:

Water Quality Management Center

Public Enterprise Bureau

Saitama Prefectural Government

Kobari 1632, Gyoda-shi, Saitama-ken 361-0024

Japan

Telephone: 048-558-1051 (Japanese)

# 告 示

埼玉県流域下水道事業告示第四号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり  
一般競争入札に付する。

平成二十六年九月十二日

埼玉県下水道事業管理者 土 屋 綱 男

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

荒川右岸流域下水道終末処理場

下水汚泥固形燃料化施設維持管理業務委託 一式

### (2) 調達案件の業務要求水準

入札説明書及び業務要求水準書、落札者決定基準、業務委託契約書（案）及び様式集（以下「入札説明書等」という。）による。

### (3) 履行期間

平成 27 年 3 月 1 日から平成 31 年 2 月 28 日まで（48 か月）

### (4) 履行場所

埼玉県和光市新倉 7 丁目地内（新河岸川水循環センター）

### (5) 入札方法

総合評価方式による一般競争入札

### (6) 入札書

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

### (7) 予定価格

ア 予定価格は、維持管理業務予定価格【総額】と燃料化物買取の予定価格【単価】それぞれに対して設定する。

イ 予定価格は、開示しない。

## 2 一般競争入札参加資格要件

(1) 入札に参加することができる者は、本件入札に参加するために必要な資格の確認を受けた者に限る。

### (2) 入札参加者の形態等

ア 2 者若しくは 3 者による共同企業体であること。

イ 共同企業体の出資比率の最小限度基準は、技術者を適正に配置して業務を実施し得るよう、構成員数を勘案して次のとおり定めるものとする。

2 者の場合 30 パーセント以上

3 者の場合 20 パーセント以上

ウ 共同企業体の入札参加資格審査の申請及び共同企業体協定の締結は、当該

構成員の代表者が行うものとする。

エ 共同企業体の構成員は、当該業務に係る次に掲げる権限を代表構成員に委任するものとする。

- (ア) 入札及び見積りに関すること。
- (イ) 契約の締結に関すること。
- (ウ) 契約の履行に関すること。
- (エ) 代金の請求及び受領に関すること。
- (オ) 復代理人の選任に関すること。
- (カ) 前各号に付帯する一切のこと。

オ 代表者は、構成員において決定された者とし、その出資比率は構成員中最大とする。

カ 共同企業体における各構成員は、次に掲げる要件を満たすこと。

- (ア) 本入札に係る複数の共同企業体の構成員となっていないこと。

(3) 入札参加者の資格

入札に参加する共同企業体に必要な資格は、次のとおりとする。

ア 構成員は、下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和 62 年建設省告示第 1348 号）の定めるところにより、国土交通省に備える下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録されていること。

イ いずれかの構成員は、契約の締結日にかかわらず、平成 16 年 4 月 1 日から本件公告日までの間に、国内における下水汚泥固形燃料化施設、または、下水汚泥焼却施設（ともに処理能力 100 t / 日以上に限る。）のうち、新設または更新工事（電気設備工事を含む。）を元請として完成させた実績を有すること。ただし、特定建設工事共同企業体による施工実績は、代表構成員である時のものに限る。また、いずれかの構成員は、契約の締結日にかかわらず、平成 16 年 4 月 1 日から本件公告日までの間に、国内における下水汚泥固形燃料化施設、または、下水汚泥焼却施設（ともに処理能力 100 t / 日以上に限る。）について 1 か年以上の運転管理業務を実施した実績を有すること。ただし、代表構成員は、これらの工事実績、あるいは運転管理業務の実績のうち、少なくとも一方の実績を有すること。

ウ 当該業務の実施期間中、下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 15 条の 3 各号に規定する有資格者を、総括責任者として 1 名専任で配置できること。なお、総括責任者は代表構成員の所属者を配置すること。

エ 本件業務に係る入札説明書等に示す業務要求水準を満たす技術力を有すること。

オ 構成員は、次のいずれにも該当しない者であること。

- (ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者
- (イ) 埼玉県流域下水道事業財務規程（平成 22 年埼玉県流域下水道事業管理規程第 17 号。以下「財務規程」という。）第 168 条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (ウ) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、下水道局の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け下管第 50 号）に基づく入札参加停止措置を受けている者
- (エ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者（同法第 41 条の更生手続開始の決定を受けている者を除く。）
- (オ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（同法第 33 条の再生手続開始の決定を受けている者を除く。）
- (カ) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県下水道局の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け下管第 50 号）に基づく入札参加除外措置を受けている者

(4) 参加資格要件の確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、平成 26 年 10 月 3 日（金）とする。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒351-0115 埼玉県和光市新倉 6 - 1 - 1

埼玉県荒川右岸下水道事務所設備担当

電話 048-466-9419 ファクシミリ 048-466-9418

(2) 入札説明書等の交付方法

ア 場所

埼玉県荒川右岸下水道事務所ホームページ

ホームページアドレス：<http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/m16/>

イ 期間

平成 26 年 9 月 12 日（金）から平成 26 年 10 月 3 日（金）まで

(3) 入札参加資格（要求水準に関するものを除く）の確認

本入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格等確認申請書、資格確認書類を郵送により提出し、参加資格の有無の確認を受けなければならない



い。

ア 提出場所

埼玉県荒川右岸下水道事務所設備担当

イ 提出期間

平成 26 年 9 月 12 日(金)から平成 26 年 10 月 3 日(金)午後 5 時まで(必着)

ウ 提出方法

書留郵便または簡易書留郵便によること。

エ 結果の通知

参加資格要件を満たしているか否かの通知(入札参加資格確認結果通知書)は、平成 26 年 10 月 14 日(火)に郵便で発送する。

(4) 技術提案書の提出

入札参加資格確認結果通知書を受理した入札参加者は、以下に示す手法に従い、技術提案書を提出すること。

ア 提出場所

埼玉県荒川右岸下水道事務所設備担当

イ 提出期間

平成 26 年 10 月 30 日(木)から平成 26 年 11 月 7 日(金)午後 5 時まで(必着)

ウ 提出方法

書留郵便または簡易書留郵便によること。

エ 結果の通知

県は、技術提案書について、様式に記載された内容が要求水準書に示す最低限の要求要件をすべて満たしていることを確認する。その最低限の要件を満たさない事項がある場合は失格とする。

参加資格要件を満たしているか否かの通知(要求水準に関する入札参加資格確認結果通知書)は、平成 26 年 11 月 27 日(木)に郵便で発送する。

(5) 入札・開札の場所及び日時

提出方法は原則持参とするが、郵便による提出も可とする。

ア 場所

埼玉県和光市新倉 6 - 1 - 1

埼玉県荒川右岸下水道事務所 1 階会議室

イ 日時

平成 26 年 12 月 8 日(月)午前 10 時

(6) 郵便による場合の入札書の提出先、提出期限及び提出方法

ア 提出先

〒351-0115 埼玉県和光市新倉 6 - 1 - 1

埼玉県荒川右岸下水道事務所設備担当

イ 提出期限

平成 26 年 12 月 5 日（金）午後 4 時（必着）

ウ 提出方法

書留郵便または簡易書留郵便によること。

4 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 裁判管轄

本件委託に関する紛争については、委託者の所在地を管轄するさいたま地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(3) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札金額の 100 分の 108 に相当する金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の 100 分の 5 以上（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする）の入札保証金を納付しなければならない。

イ 入札保証金の免除

次に該当する者は、入札保証金の納付を免除する。

(ア) 保険会社との間に埼玉県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した者。ただし、当該契約期間は、本件入札日から 2 か月以上の期間を有すること。この場合、当該保険証券を入札期限までに提出すること。

ウ 入札保証金の還付

入札保証金は、入札の終了後に還付する。ただし、落札者に係る入札保証金は、当該落札者について納付すべき契約保証金に充当する。

なお、落札者がその責めに帰すべき理由により契約を締結しないときの入札保証金は、還付しない。

エ 契約保証金

落札者は、落札価格の 100 分の 10 以上（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。）の契約保証金（入札保証金を納付したときは、これを充当するのでその差額を納付するものとする。）を納付

するものとする。

オ 契約保証金の免除

落札者が保険会社との間に埼玉県を被保険者とする履行保険契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

カ 契約保証金の納付に代えることができる担保

財務規程第 154 条各号に規定する担保を提供することをもって、契約保証金の納付に代えることができる。

(4) 入札の無効

ア 財務規程第 176 条の規定に該当する入札

イ 埼玉県流域下水道事業の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める規程（平成 22 年埼玉県流域下水道事業管理規程第 3 号）第 9 条に該当する入札

ウ 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書、資格確認書類及び技術提案書の提出をした者がする入札

エ 明らかに連合によると認められる入札

オ 所定のものとは異なる方法による入札その他公告又は入札説明書に定める入札に関する条件に違反した入札

カ 一般競争入札参加資格等確認申請書、資格確認書類及び技術提案書を提出しない者がした入札

キ 入札書が指定の日時まで指定の場所に到着しなかった入札

(5) 最低制限価格及び低入札調査基準価格

設定しない。

(6) 落札者の決定方法

本工事は入札に先立ち、維持管理運転及び燃料化物の買取利用に係る技術提案を受付け、別に定める「落札者決定基準」により価格と価格以外の要素を総合的に評価し、総合評価点を算定する。入札参加資格を満たし、有効な入札書類を提示したものであって、総合評価点の最も高いものを契約の落札者とする。

予定価格の範囲内の入札書を提出した者がいないときは、再度入札を行う。再度入札は 3 回とする。

なお、再度入札によっても、落札者がいないときは、随意契約の方法により契約の締結をする場合がある。また、入札に参加する者の数が 1 者であっても入札を執行する。

(7) その他

ア 本契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額または削除があった場合は、本契約を変更又は解除することがある。

イ 詳細は、入札説明書等による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required

Operation and Maintenance of the sewage sludge fuel production plant at The Arakawaugan Regional Sewage Treatment Plant

(2) Date and time of bidding: 10:00 a.m. Monday December 8, 2014

Deadline for form of bid by registered mail: 4:00 p.m. Friday December 5, 2014

(3) Contact Information :

The Arakawaugan Sewerage Office Facility Group, Saitama  
Prefectural Government, 6 - 1 - 1 Niikura, Wako City,  
Saitama Prefecture, 351-0115, Japan  
Tel. 048-466-9419

# 告 示

埼玉県選管告示第五十二号

平成二十六年六月二十九日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（西第十五区）につき、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条第一項の規定により提出された候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を、同法第百九十二条第一項及び第二項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十六年九月十二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成26年6月29日執行 埼玉県議会議員補欠選挙（西第15区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額）  
10,569,300 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	小久保 憲一	所属党派	無所属	期間	5月13日から
出納責任者氏名	笠原 茂平				第1回分
					7月8日まで

収入

主たる寄附

(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)
泰進会		100,000 円
大野 芳路	会社役員	200,000 円
関根 公子	主婦	50,000 円
埼玉県商工政治連盟		20,000 円
加藤 征男	団体職員	50,000 円
伊藤 元一	無職	30,000 円
中里 昱夫	会社役員	30,000 円
比企医師連盟		100,000 円
笠原 喜平	農業	50,000 円
中山 雅義	会社役員	100,000 円
吉田 俊彦	会社員	100,000 円
森澤 昭子	美容師	30,000 円
千野 高雄	会社員	20,000 円
新井 和芳	農業	30,000 円
湯澤 芳雄	農業	20,000 円
鈴木 弘	会社役員	20,000 円
自由民主党埼玉県第五選挙区支部		50,000 円
大塚 勝英	農業	50,000 円
中畦 都子	無職	20,000 円
島田 義雄	農業	100,000 円
中島 正夫	無職	20,000 円
福田 進一	林業	20,000 円
西村 和真	団体職員	30,000 円
兼杉 文子	会社役員	20,000 円
吉野 一実	農業	50,000 円
山岸 俊和	会社役員	30,000 円
佐山 久男	会社役員	30,000 円
松本 三男	無職	50,000 円
関根 信明	会社役員	30,000 円
小林 堯	酒飯店	100,000 円
埼玉県医師会連盟		100,000 円
比企郡市歯科医師連盟		30,000 円

その他の寄附	20件	198,672 円
その他の収入		2,029,101 円
今回計		3,907,773 円
総計		3,907,773 円

支出

人件費	140,000 円
家屋費	1,456,379 円
選挙事務所費	1,391,027 円
集合会場費	65,352 円
通信費	46,165 円
交通費	0 円
印刷費	1,375,924 円
広告費	954,913 円
文具費	97,720 円
食糧費	86,011 円
休泊費	0 円
雑費	401,161 円

今回計	4,558,273 円
総計	4,558,273 円

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ポスターの作成	650,500 円
	計	650,500 円

報告書受理年月日	平成26年7月11日	第1回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	小久保 憲一	所属党派	無所属	期間	7月31日から
出納責任者氏名	笠原 茂平				第2回分

収入			支出	
主たる寄附				
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		
		0 円	人件費	0 円
			家屋費	39,032 円
			選挙事務所費	39,032 円
			集合会場費	0 円
			通信費	34,843 円
			交通費	0 円
			印刷費	1,210,366 円
			広告費	0 円
			文具費	0 円
			食糧費	0 円
			休泊費	0 円
			雑費	0 円
その他の寄附		0 円		
その他の収入		1,284,241 円		
今回計		1,284,241 円	今回計	1,284,241 円
総計		1,284,241 円	総計	1,284,241 円

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額		0 円
	計	0 円

報告書受理年月日	平成26年8月6日	第2回報告分
----------	-----------	--------